

令和7年度消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進（都道府県を通じた取組）に係る評価項目及び配点基準

評価項目及び配点基準		ポイント
有効性	① 事業の目的が第4次食育推進基本計画、事業実施地域を所管する都道府県又は市町村が策定した食育推進計画の目標達成に資するものとなっているか。 ア 目的が第4次食育推進基本計画、都道府県又は市町村の食育推進計画の目標達成に資するものとなっている。 イ 目的が第4次食育推進基本計画、都道府県又は市町村の食育推進計画の目標達成に資するものとなっていない。	5 不選定
	② 事業の目的が、都道府県又は市町村域の課題を捉え、課題を踏まえたものとなっているか。 ア 都道府県又は市町村域の課題について、調査結果等のデータに基づいたものになっており、また、目的がその課題に適切に対応している。 イ 事業実施主体が考える都道府県又は市町村域の課題について、目的がその課題に適切に対応している。 ウ 事業実施主体が考える都道府県又は市町村域の課題に対して、適切な目的となっていない。	5 3 不選定
	③ 事業実施を効率的に行うためのスケジュールになっているか。 ア 実施時期が具体的で余裕のあるスケジュールが想定されており、効率的な事業運営が見込まれる。 イ 無理のないスケジュールが想定されており、効果的な事業運営が見込まれる。 ウ 事業運営に無理のあるスケジュールになっている。	5 3 不選定
	④ 事業の内容が、本事業で設定した目標の達成に資するものとなっているか。 ア 本事業で設定した目標の達成に向けて、明確かつ論理的な事業内容となっている。 イ 本事業で設定した目標の達成に向けた事業内容になっている。 ウ 本事業で設定した目標の達成に向けた事業内容になっていない。	5 3 不選定
実現性	⑤ 事業実施主体に事業遂行能力が備わっているか。 ア 事業実施主体に事業遂行能力が備わっている。 イ 事業実施主体に事業遂行能力が備わっていない。	5 不選定
	⑥ 取組を事業実施主体の事業以外に、ホームページや広報誌等、を活用して広く普及させることにより、本事業の効果を更に高めていることが示さ	
普及		

性	れているか。 ア 事業実施主体の事業、HP や広報誌等以外にも、広く閲覧される媒体又は多人数が集まるイベント等での普及を予定している。 イ 事業実施主体の事業以外に、事業実施主体の HP や広報誌等を活用した普及方法を予定している。 ウ 事業実施主体の事業以外に HP や広報誌等を活用した普及方法を予定していない。	5 3 不選定
加 算	⑦ 以下の項目のうち、該当する項目ごとに2点を加算する。(最大22点)) a 事業対象地域において、すべての都道府県等又は市町村が関係者で構成する食育協議会を組織している。 b 事業対象地域において、すべての市町村で食育基本法に基づく市町村食育推進計画が策定されている。 c 食育推進リーダーの育成及び活動の促進において、地域の食育人材を広く会した交流会の開催を行う場合 d 食育推進リーダーの育成及び活動の促進において、農業等の理解醸成の取組を実践するための研修の取組を行う場合 e 「産直活動やCSA(地域支援型農業)の消費者への説明会開催」、「産直活動やCSA(地域支援型農業)のビジネスプランの検討に向けた専門家招へい・先進地視察」又は「産直活動やCSA(地域支援型農業)の消費者に対するプロモーション」の取組を行う場合 f 学校給食における地場産物等活用の促進において、「関係者・関係団体との連携体制構築に向けた取組の検討」の取組を行う場合 g 学校給食における地場産物等活用の促進において、「学校給食の規格・量に沿った機械・設備等導入」の取組を行う場合 h 産・官・学(民間団体、官公庁、教育機関)が連携した実施体制になっている。 i 農林漁業体験機会の提供に加えて他の取組も行っている。(ただし、課題解決に向けたシンポジウム等の開催については、加算の対象としない。) j 食育活動を通じて事業実施主体の持続的な成長を図る取組となっている。(事業実施主体が提出した事業内容が、食育に関する課題の解決と同時に、ブランドイメージ等の企業価値の向上が図られる取組となっていることがわかる。) k 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組となっている。(事業実施主体が提出した事業内容が、「みどりの食料システム戦略」に沿った取組になっている等、環境に配慮した取組の見える化に資する取組となっていることがわかる。)	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

	⑧ 前々年度の達成度	
	ア 達成率 80%以上	0
	イ 達成率 50%以上 80%未満	－ 1
	ウ 達成率 50%未満	－ 2
	⑨ 前々年度の交付金執行率(前々年度の交付金執行額／前々年度の当初の 交付決定額)	
	ア 執行率 80%以上	0
	イ 執行率 50%以上 80%未満	－ 1
	ウ 執行率 50%未満	－ 2

※⑧、⑨について、自然災害や経済的事情の著しい変化等の要因によって、正常な事業の遂行が困難になった場合であって、地方農政局長等及び消費・安全局長がやむを得ないと認めた場合その評価項目によらないとすることができます。